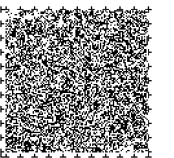


# 第1章

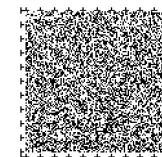
---

## 地域福祉計画とは



# 1

## 計画策定の趣旨



地域のつながりの希薄化による社会的孤立\*等の問題化や、8050問題\*\*・ダブルケア\*\*、ヤングケアラー\*\*といった制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）では対応しきれなくなっているケースの増加などを踏まえ、本区は令和4年3月、「江東区地域福祉計画（令和4年度～7年度）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築するため、地域、行政、地域と行政の3つのつながりづくりに取り組んできました。

第1期計画策定時以降、我が国の社会経済情勢は大きく変化しています。コロナ禍を経てクローズアップされてきた社会からの孤独・孤立の問題や、さらなる少子高齢化の進展、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加は、区においても大きな課題となっています。

また、多様化・複雑化する様々な問題を抱えた人に適切な支援を行うため、制度・分野の横断的な取組や地域のつながりの回復・再生の重要性が一層高まっています。

こうした状況に対応していくため、第1期計画における取組状況と成果、区民・団体等の意見を踏まえた課題を整理し、「第2期江東区地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、基本的な考え方や方向性については第1期計画を継承しつつ、近年の地域福祉を取り巻く動向を踏まえて、施策や取組を見直したものです。また、施策を横断する取組として、新たに「孤独・孤立対策」と「重層的支援体制整備事業」の実施を盛り込みました。

本計画に基づき、区と区民・関係団体が対話を重ねながら、連携・協働し分野横断的に取り組むことで、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられる体制を構築するとともに、誰もが生きがいをもって笑顔で暮らせる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

\*\*社会的孤立：一般的に「家族やコミュニティとほとんど接触がない状態」のこと。「社会的交流の欠如」「社会的サポート（受領）の欠如」「社会的サポート（提供）の欠如」「社会参加の欠如」等、段階的な種類があるとされる。

\*\*8050問題：80代の親と50代のひきこもり等のこどもが同居し、様々な生活問題を抱えていること。

\*\*ダブルケア：親の介護と子育て等に同時に直面すること。

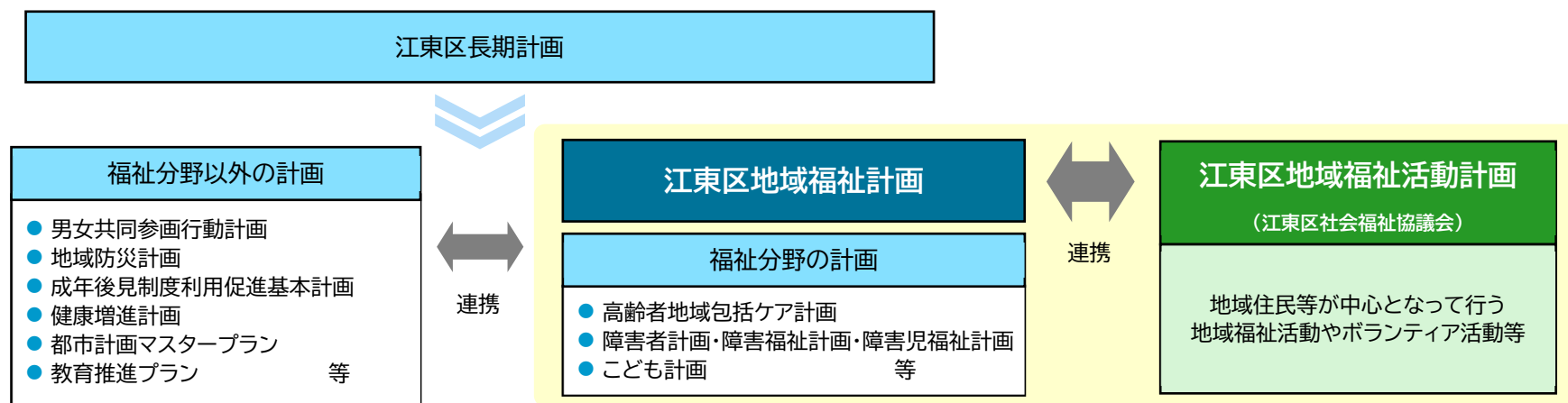
\*\*ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

「江東区長期計画」の部門計画のひとつであるとともに、高齢・障害・こどもなどの福祉施策全般の上位計画として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針として位置づけられる計画です。

また、本区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」とは理念や目標を共有し、十分に連携を図りながら、「車の両輪」として施策に取り組んでいきます。



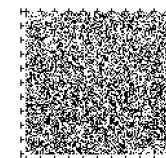
### 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

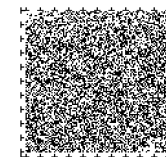
江東区社会福祉協議会は、子育てや高齢者地域見守りなどの支援、カフェ・サロンなどの居場所づくり、ボランティア活動の推進、生活福祉資金貸付、成年後見制度推進を含む福祉サービス総合相談などを行っています。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、地域福祉コーディネーターが地域住民や関係機関と連携して、その解決に取り組んでいます。

「江東区地域福祉活動計画」は、住民や民間団体の活動・行動を示し、地域福祉を推進する団体として、社会福祉協議会(社協)が住民とともに策定した計画です。



# 3 計画の期間



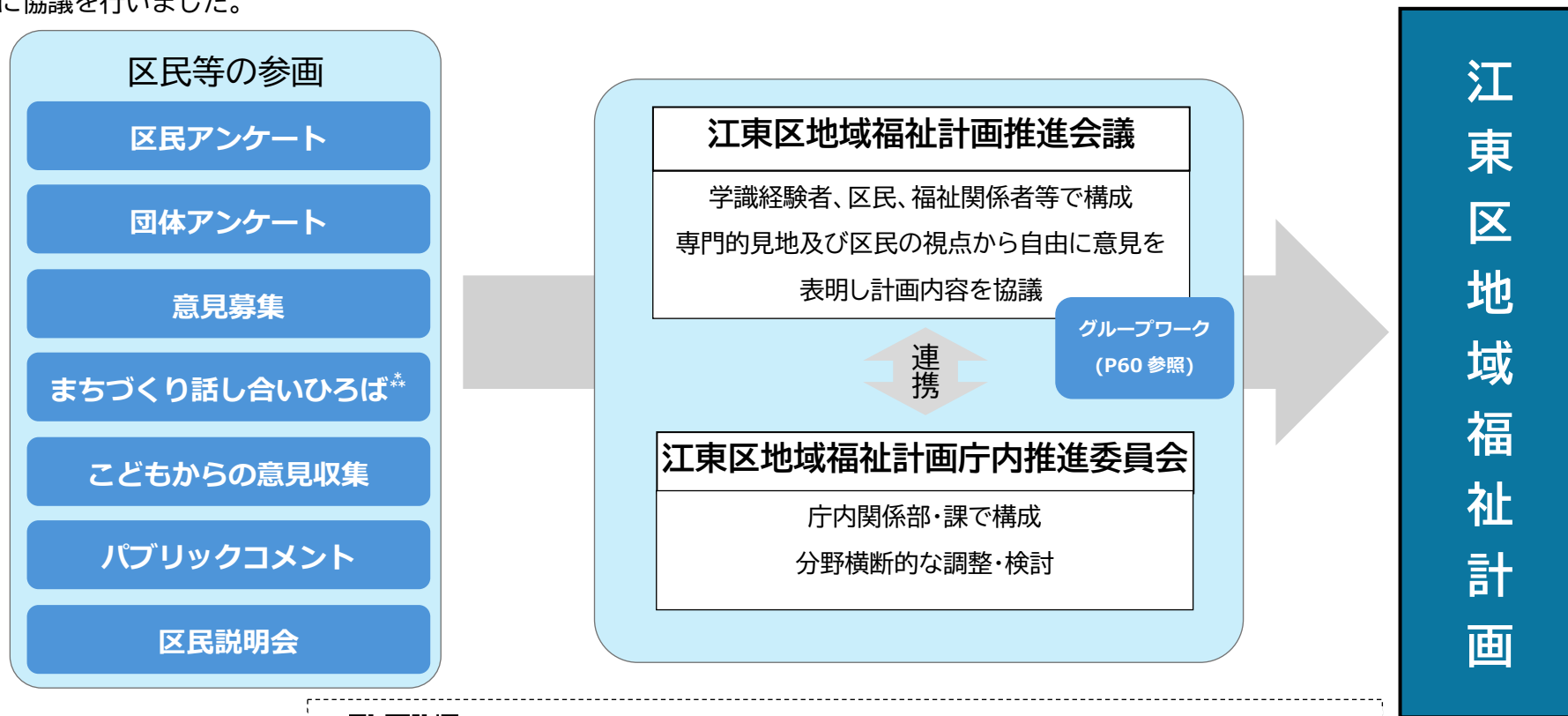
本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とし、「江東区長期計画（後期）」及び「江東区地域福祉活動計画」の計画期間との整合を図ります。

## ▼主な関連計画の計画期間

計画名	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度～ 2030～
長期計画	後期:令和7～11年度				次期計画
地域福祉計画	第2期:令和8～11年度				次期計画
高齢者地域包括ケア計画	令和6～8年度	次期計画			次々期計画
障害者計画	令和6～11年度				次期計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	令和6～8年度	次期計画			次々期計画
こども計画	令和7～11年度				次期計画
江東区地域福祉活動計画 (江東区社会福祉協議会)	第5次:令和6～11年度				次期計画

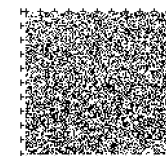
# 4 計画の策定体制

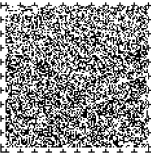
本計画は区民、地域活動団体、福祉関係団体、社会福祉法人等から寄せられた地域福祉に関する幅広い意見を反映して策定しました。  
区民等の意見を反映するにあたっては江東区地域福祉計画推進会議（外部委員）・江東区地域福祉計画庁内推進委員会（行政）等において十分に協議を行いました。



▶江東区地域福祉計画推進会議の検討経過は区ホームページで閲覧できます。  
URL <https://www.city.koto.lg.jp/210157/fukushi/keikaku/suisin.html>

\*\*まちづくり話し合いひろば：社会福祉協議会「江東区地域福祉活動計画」の策定・評価等を行う地域のプラットフォーム。  
令和7年3月1日にグループワークを実施し、区に期待することや理想の姿について話し合った（参加：34名）。





▼区民アンケート、団体アンケート（地域福祉に関するアンケートとして実施）

	区民アンケート	団体アンケート
対象	3,000人（18歳以上の区内在住者から無作為抽出）	地域福祉分野において区内で活動する団体等 69件
調査方法	配付方法：自宅への調査票郵送 ※調査期間中、督促ハガキ送付 回答方法：Web回答、郵送提出（いずれか1つを選択）	配付方法：調査票郵送、メール送付 回答方法：Web回答、郵送提出（いずれか1つを選択）
実施期間	令和6年9月30日（月）～10月18日（金） ※最終受取11月6日（水）	令和6年10月1日（火）～10月18日（金） ※最終受取11月6日（水）
回答	1,179人（回答率39.3%）	40件（回答率58.0%）

▼意見募集、こどもからの意見収集、パブリックコメント、区民説明会

	意見募集	こどもからの意見収集
対象	区民、区内在勤者、区内在学者	第五砂町小学校5年生4クラス、第二亀戸小学校6年生4クラス 大島西中学校3年生2クラス、南砂中学校1年生2クラス
実施方法	区報、区ホームページ、区SNSによる募集	出前授業（小学校：45分、中学校：50分）
実施期間	令和6年11月1日（金）～11月17日（日）	令和7年9月22日（月）～10月30日（木）
回答・参加	66人	313人
	パブリックコメント	区民説明会
対象	区民、区内在勤者、区内在学者	区民、区内在勤者、区内在学者
実施方法	区報、区ホームページ、区SNSによる募集	①江東区文化センター②豊洲文化センター③総合区民センターで実施
実施期間	令和7年11月1日（土）～11月30日（日）	①令和7年11月8日（土）、②11月11日（火）、③11月12日（水）
回答・参加	8人（29件）	11人



▶地域福祉に関するアンケート調査、意見募集の結果は区ホームページで閲覧できます。  
URL <https://www.city.koto.lg.jp/210157/fukushichosa.html>